

② 「普通徴収」

「特別徴収」の要件に合わない方は、「普通徴収」になります。

◇納付回数は、第1期（6月）から第10期（3月）までの10回です。

納 期	第1期	6月30日(月)	第6期	12月1日(月)
	第2期	7月31日(木)	第7期	12月25日(木)
	第3期	9月1日(月)	第8期	2月2日(月)
	第4期	9月30日(火)	第9期	3月2日(月)
	第5期	10月31日(金)	第10期	3月31日(火)

◇役場から送付する納付書か、指定金融機関の口座振替によって納めていただきます。

◇納付書は**6月中旬に納入通知書とあわせて送付**しますのでご確認ください。

※なお、平成20年度中（平成20年4月1日～平成21年3月31日）に65歳になられた方・転入された方については、その月分から保険料が賦課されます。この場合も「普通徴収」により保険料を納めていただきます。（翌年度から、特別徴収に切り替わります。）

③ 「特別徴収」と「普通徴収」の併用

特別徴収の要件を満たしている方でも平成20年1月下旬から3月末日までに、65歳になられた方及び転入された方などについては、6月から9月までは「普通徴収」となり、10月から特別徴収に切り替わります。

また、平成20年度途中で所得段階の区分が変更となった場合などは、特別徴収の額は年度途中での変更ができないため、増額分などについては普通徴収との併用で調整することがあります。



保険料の額

※所得段階別介護保険料額についての
詳細は広報ゆがわら5月号をご覧ください。

	対象となる方	保険料額
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金又は生活保護の受給者	22,429円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の方	22,429円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階対象者以外の方	33,643円
第4段階	本人が住民税非課税者（世帯内に課税者がいる）	44,857円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	56,072円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	67,286円

※税制改正の影響により所得段階区分が上がる方は、保険料負担の急激な増加を避けるため、保険料率を段階的に引き上げていく緩和措置がとられています。

【問合せ】介護課 介護保険担当 内線341・342